



小樽市
高齢者
虐待対応
マニュアル

地域包括支援センター
居宅介護事業所
編

令和4年4月

小樽市

小樽市地域包括支援センター

はじめに

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、14年が経過しました。この間、平成18年度に24件だった小樽市の家庭における高齢者虐待の通報件数は、平成29年度には51件となるなど倍増しており、全国的にも今後も高齢化に比例して増加していくことが見込まれています。

高齢者虐待件数の増加に応じ、生命に危険が及ぶ恐れのあるケースや表面に現れず気づきにくいケースなど、その内容も複雑化してきています。中には、養護者の介護負担やストレスから虐待につながってしまう場合や、養護者自身も虐待行為と気づいていない場合なども見受けられ、対応に苦慮するケースも少なくありません。高齢者虐待は重大な人権侵害であり、緊急に防止対策に取り組むべき課題です。早期発見や的確・迅速な対応がより一層求められてきています。

市では、平成20年10月に「小樽市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しましたが、作成から10年以上経過し、高齢者を取り巻く環境も変化していることから、この度、小樽市内各地域包括支援センター社会福祉士とともに話し合いを重ね、高齢者虐待の対応に関わる方が、より使いやすく実践的な内容に改訂しました。

実際に日々、高齢者と接する機会の多い在宅介護サービス事業者の皆様が本マニュアルを通じて高齢者の権利擁護について、より関心を持っていただく一助となることを願っております。

令和4年4月

小樽市（福祉保険部福祉総合相談室）
小樽市東南部地域包括支援センター
小樽市南部地域包括支援センター
小樽市中部地域包括支援センター
小樽市北西部地域包括支援センター

目次



1章 高齢者虐待とは

P1



2章 発見から対応の実際

P5



3章 高齢者虐待に関する市内相談窓口

P8



4章 個人情報の取扱いについて

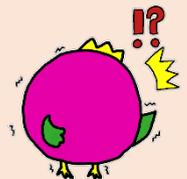
P10



5章 事例集

P11

- ① 夫からの虐待が疑われた事例
- ② 娘からの虐待が疑われた事例
- ③ 不衛生な環境で生活する高齢者の事例
- ④ 息子夫婦からの虐待が疑われた事例



1章 高齢者虐待とは

まずは、高齢者虐待はどのようなものか、**高齢者虐待防止法**を元に虐待の類型などについて理解しよう！！

高齢者虐待とは

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。



高齢者虐待の高齢者って
どういう人が対象となるの？

高齢者虐待防止法では
65歳以上とうたっているけど
65歳未満の人も高齢者と
みなす場合がある…



65歳未満を高齢者とみなす場合

⇔ 養介護施設・事業所を利用する
65歳未満の方



なるほどね。



養護者とは

高齢者虐待防止法でいう「養護者」とは金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など何かと世話をしている人のこと。高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などが該当。同居、別居は関係ありません。

身寄りのない人で近所の方が
面倒を見ている場合は
養護者になるの？



養護者については
以下のことに注意が必要だよ。



▶ 養護者とは

同居・別居を問わず「高齢者の世話」をしている人
親族、知人、近所の人 等

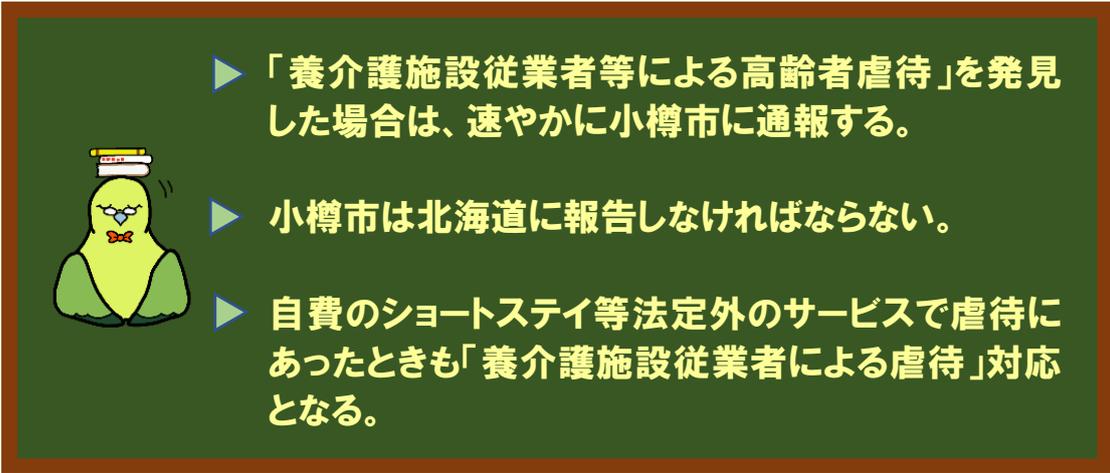


養介護施設従事者等とは



養介護施設従業者って…
老人福祉法、介護保険法に規定する
養介護施設、養介護事業に
従事している人ってことね。

下の内容にも
注意しよう。



- ▶ 「養介護施設従業者等による高齢者虐待」を発見した場合は、速やかに小樽市に通報する。
- ▶ 小樽市は北海道に報告しなければならない。
- ▶ 自費のショートステイ等法定外のサービスで虐待にあったときも「養介護施設従業者による虐待」対応となる。

でも…いざ相談や現場に出たら虐待かどうか迷うことがあるけど…
判断のコツがあったら教えて！



高齢者虐待防止法では
「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する
虐待を防止することが極めて重要」としているので
高齢者の尊厳が保持されているかがポイント。



法律全文は
コチラ



ということは・・・高齢者の尊厳が守られているかどうかを判断しよう

高齢者の
尊厳ある
人生とは
(健康長寿ネットより)

高齢者自身が自己決定でき、
認知症となっても家族や地域が支えることで自分らしい人生が^{まっ}全うできること、
さらに他者から人権や財産を侵されないこと。

虐待のパターンについて



高齢者虐待っていうけど
どんな種類があるの？

高齢者虐待防止法での定義は
次の5つある。
しっかり覚えよう！
近年では新項目も注目だよ！！



1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。



- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲をさせる。
- 刃物や器物で外傷を与える。
- 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。

2 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

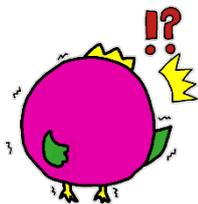
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること



- 入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応
その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



- 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 侮蔑を込めて、子どものように扱う。

4 性的虐待

**高齢者にわいせつな行為をすること
又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。**



- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。

5 経済的虐待

**養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を
不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること**



- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

新 セルフ・ネグレクト(自己放任)

**介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、
社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持が出来なくなっている状態**

※高齢者虐待防止法の範囲には含まれないが対応が必要

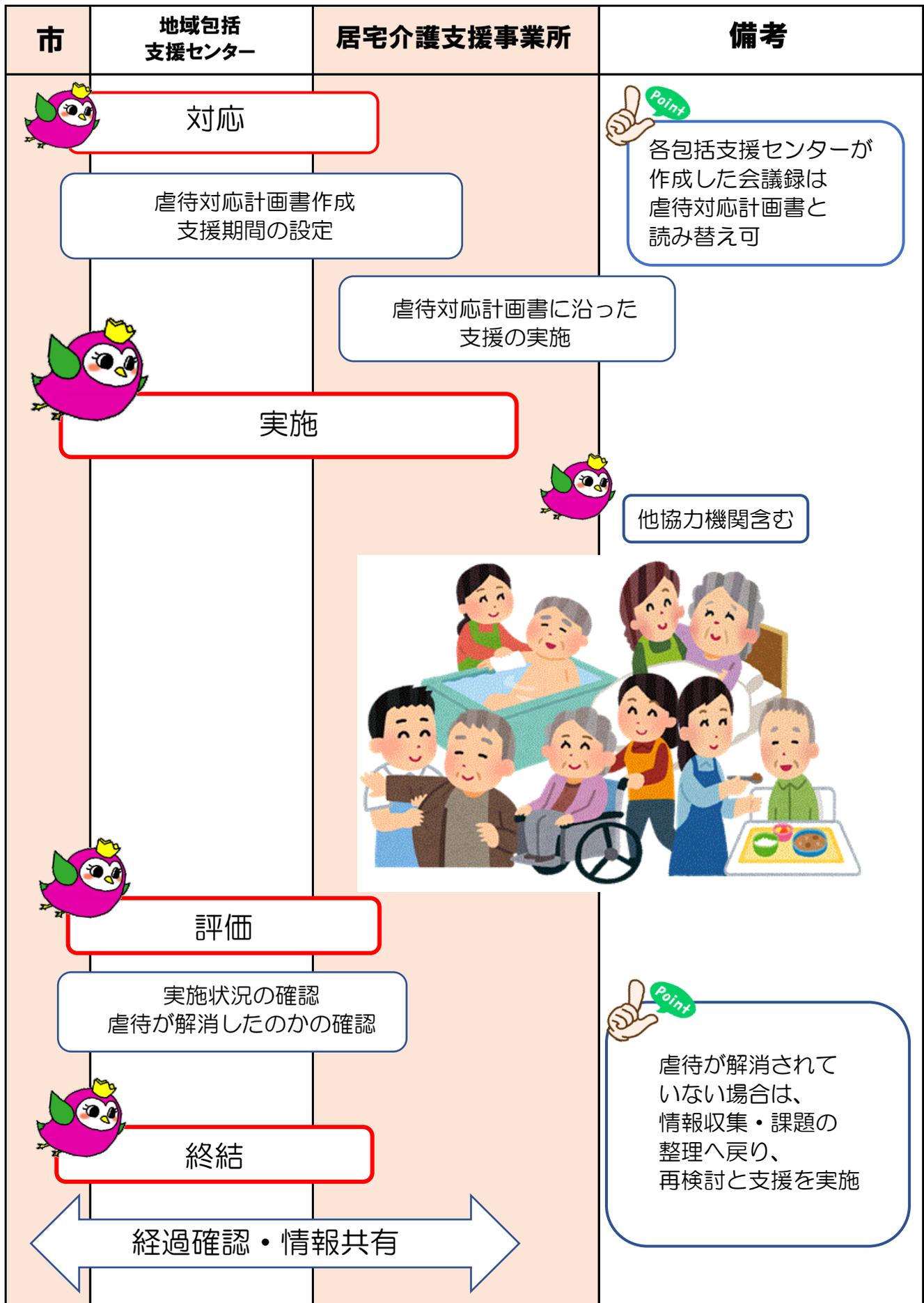


- ・認知症のほか、精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障がい等の理由から、「支援してほしい」「困っていない」などと支援を拒否する。

2章 発見から対応の実際

市	地域包括 支援センター	居宅介護支援事業所	備考
		<div data-bbox="592 349 762 434" style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">発見</div> <p data-bbox="620 454 895 488">虐待（疑いも含む）</p> 	<div data-bbox="1027 356 1150 445" style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">Point</div> <div data-bbox="1038 427 1414 651" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>けがをしている等 事件性や緊急性が 高い場合は警察に 連絡を！</p> </div> 
		<div data-bbox="592 837 762 922" style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">通報</div> 	
	<div data-bbox="193 1032 571 1256" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <div data-bbox="344 1055 432 1095" style="text-align: center;">受付</div> <p>通報した人が見聞きした状況の確認と、状況により訪問調査の実施</p> </div>  <p data-bbox="193 1554 453 1630" style="color: red;">被虐待者の生命の 安全確保を確認</p>	<div data-bbox="635 1106 863 1140" style="text-align: center;">【情報提供内容】</div> <ul style="list-style-type: none"> • 住所 • 名前 • 年齢、生年月日 • 家族構成 • 虐待が疑われる状況 	<div data-bbox="1027 1061 1150 1151" style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">Point</div> <div data-bbox="1002 1144 1433 1458" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>通報後は、紙面でも 情報提供しましょう。 指定のものはありません が、基本情報と経過等 全体像が分かるものに しましょう。</p> </div>
	<div data-bbox="193 1704 533 1816" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <div data-bbox="245 1727 507 1803" style="text-align: center;">コアメンバー会議 日程決定</div> </div> 		<div data-bbox="1027 1576 1150 1666" style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">Point</div> <div data-bbox="1002 1630 1422 1984" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>通報内容から 事実確認を行います。</p> <p>事実確認とは 憶測のない事柄を抽出 することです。</p> </div>

市	地域包括 支援センター	居宅介護支援事業所	備考
	<div data-bbox="145 264 564 427" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">検討 コアメンバー会議の開催</p> </div> <div data-bbox="156 461 555 698" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="145 763 959 1133" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支援方法の確認 • 役割分担 • 他機関への協力要請の有無 <p>→会議録を作成</p> </div>		<div data-bbox="991 264 1449 815" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px;">  <ul style="list-style-type: none"> • 緊急性の判断 • 高齢者の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ◆生命に危険がないか ◆分離の必要性がないか • 情報収集 • 情報確認、整理 • 支援方法の確認 • 役割分担 • 他機関への協力要請の有無 </div> <div data-bbox="1023 887 1374 1111" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>各会議録は 担当地域包括支援 センターが作成し、 参加者と共有</p> </div> <div data-bbox="549 1205 1410 2011" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">高齢者の生命の安全を 優先に！</p> <p>あいまいな情報ではなく、 より具体的な情報収集と 支援方法を組み立てる。</p> </div> </div> </div>



3章 高齢者虐待に関する市内相談窓口



(1) 小樽市地域包括支援センター

名称・住所	電話番号・FAX	担当地区（町名）
小樽市東南部地域包括支援センター 〒047-0154 小樽市朝里川温泉 2 丁目 692 番地 109 （複合施設朝里温泉 1 階）	TEL:51-2301 FAX:52-1142	朝里、朝里川温泉、桂岡町、 桜、新光、新光町、銭函、張 碓町、春香町、船浜町、星野 町、望洋台、見晴町
小樽市南部地域包括支援センター 〒047-0008 小樽市築港 11 番 5 号 （ウイングバイ小樽 5 番街 1 階）	TEL:61-7268 FAX:61-7269	有幌町、住吉町、住ノ江、入 船、松ヶ枝、最上、信香町、 若松、奥沢、天神、新富町、 真栄、築港、勝納町、若竹町、 潮見台、天狗山
小樽市中部地域包括支援センター 〒047-0032 小樽市稲穂 2 丁目 22 番 1 号 （小樽経済センタービル 1 階）	TEL:24-2525 FAX:24-2575	港町、堺町、東雲町、相生町、 山田町、花園、色内、稲穂、 富岡、緑、錦町、豊川町、石 山町、手宮、末広町、梅ヶ枝 町、清水町、長橋 1・2 丁目
小樽市北西部地域包括支援センター 〒048-2671 小樽市オタモイ 1 丁目 20 番 18 号 （特別養護老人ホームやすらぎ荘内）	TEL:28-2522 FAX:28-2523	赤岩、忍路、オタモイ、幸、 塩谷、祝津、高島、長橋 3～ 5 丁目、桃内、蘭島、旭町



業務時間：月曜日～土曜日（祝日、年末年始は除きます）午前 9 時～午後 5 時
 電話は 24 時間受け付け



(2) 小樽市福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ

住 所：〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号

電話番号：32-4111 (内線 313)

業務時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除きます）午前 8 時 50 分～午後 5 時 20 分



(3) 小樽警察署 生活安全課

住 所：〒047-0033 小樽市富岡 1 丁目 7 番 1 号

電話番号：27-0110 ※緊急性が高い場合は 110 番通報してください。



小樽市高齢者虐待防止ネットワーク



小樽市福祉保険部
福祉総合相談室
地域包括ケアグループ

地域包括支援センター

民生児童委員協議会

小樽市総連合町会

小樽人権擁護委員
協議会

小樽市医師会

札幌方面小樽警察署

小樽市社会福祉協議会

小樽市高齢者虐待防止ネットワーク

小樽市介護支援専門員
連絡協議会

小樽市訪問介護事業所
連絡協議会

小樽市デイサービス
センター連絡協議会

小樽市保健所
健康増進課

小樽市生活環境部
男女共同参画課

札幌法務局小樽支局

小樽・北しりべし
成年後見センター

北海道老人保健施設
協議会

4章 個人情報の取扱いについて

相談や通報によって知り得た情報は、個人のプライバシーにかかわるものです。

個人情報保護法では、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないことを義務づけています。

しかし、虐待対応では生命や財産の保護が必要ですが、必ずしも高齢者が同意できる状況にあるとは限らないため、次に示すような場合は、個人情報保護法の例外が認められています。



確認してみましょう



個人情報
保護法
全文はこちら

高齢者虐待防止法

1. 虐待に関する事実確認。
(第9条第1項)
2. 事実確認の目的は、高齢者の生命・身体・財産に対する危険からの救済。
3. 市町村またはその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止の定める事務を遂行するに対して協力する必要がある。

個人情報保護法の例外規定

- ・第16条第3項：第16条第2項（事業の継承）の規定は次に掲げる場合については、適用しない。
- ・第23条第1項：個人情報取り扱い事業者は、次にあげる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

*下記文については同内容

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 略（児童について）
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<個人情報の留意事項>

- ・高齢者虐待対応には「情報」が不可欠ですが、取り扱いには留意する必要があります。
- ・養護者の情報は慎重に集めます。他機関からの提供は情報の漏えいにあたるため、養護者の同意が必要です。できれば養護者から直接聞き、それが事実かどうかを関係機関に確認してもよいかを確認しておくことが重要です。（個人情報保護法の例外規定にあたる場合を除く）



5章 事例集

これまで、各包括支援センターで取り扱った事例集となります。
実際にどのような対応をしたのか参考にしてください。

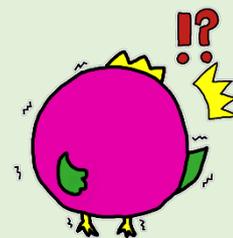
事例 1

夫からの虐待が疑われた事例



事例 2

娘からの虐待が
疑われた事例



事例 3

不衛生な環境で生活する
高齢者の事例



事例 4

息子夫婦からの虐待が
疑われた事例



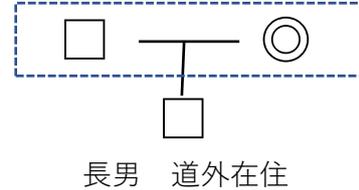
事例1

夫からの虐待が疑われた事例

虐待の種類：身体的虐待 心理的虐待

関係機関：市 地域包括支援センター
居宅介護支援事業所 デイサービス

本人：70代女性 要介護3 車いす
虐待者：夫 80代



本人の意向：命の危険も感じるため、施設などで別々に暮らしたい。
夫の意向：介護の際にアザができたり、声が大きくなったりすることもあると思うが、思い当たる節がない。本人が別々に暮らしたいと言うのであれば仕方ない。

◆ 発見までの経過と虐待の状況

- デイサービスの看護師よりケアマネジャーを通して、地域包括支援センターに「体にアザがあったため、本人に聞くと『夫に叩かれた』と話した」との相談が入る。
- 市と地域包括支援センター、ケアマネジャーが本人と面談し、首にアザを確認する。「頭を叩かれる」「包丁を持って脅される」「大声で怒鳴る」「数年前から車いすを押されて転倒することが何度もあった」等の訴えを確認。



◆ 対応とその後の支援経過

- ① 本人、事業所から聞き取りを行い、アザの状態を確認する。
本人より保護の希望あり。

面接時のポイント

- 安心して話せる雰囲気を作る。
 - 本人・家族が主体であることをしっかり伝える。
 - 本人・家族が困っていることの解決に向けて支援を行うことを伝える。
 - 本人・家族の話に傾聴し、共感していく中で信頼関係を築いていく。
 - 信頼を得るために適切な情報提供を行い、信頼感を持ってもらい、相談できる人と理解してもらう。
- ② コアメンバー会議 : 虐待と認定
- ③ 虐待認定後、本人はデイサービスから自宅に戻らず、ショートステイを利用。
- ④ 市担当者と地域包括支援センターが夫と面談し、法律に基づいて保護したことと入居先はお知らせできないことを説明する。
夫は「仕方ない」とショックを受けた様子であった。
- ⑤ 保護翌日以降、夫から「納得できない」「連れて行ったのは不当だ」「会わせてほしい」と興奮した状態で市や地域包括支援センターに電話が来るようになった。
- ⑥ 事情を聞いた息子さんも何度も来訪され面談を繰り返し、以下の選択項目から夫婦の意向も確認して、家族で決めたいとの希望がある。
『選択1：今後も夫婦が離れて暮らす』
『選択2：息子さんが住む道外に移住する』
『選択3：夫婦で高齢者住宅に入居』
『選択4：サービスを増やし、在宅生活に戻る』
- ⑦ 本人からも自宅での生活希望があり、デイサービスを増回し、ショートステイを定期的に利用するなどの調整を行い在宅復帰となった。現在は安定した生活を送ることができている。



- ◆ 考察 : 老々介護により介護者の負担が増大し、追い詰められ暴力に発展。更に身体状況が低下し、介護負担が増えるという悪循環が虐待の原因になったと考えます。
高齢者の身体的虐待対応での最優先は、被虐待者の安全確保です。
状況・事実確認を行い各関係機関とも連絡を取り合い対応していきます。
虐待と認定され、分離したとしても、そこがゴールとは限りません。
被虐待者の意向を確認、尊重し、家族とも話し合いを重ね、虐待の原因を取り除くことで適切な介護環境や第三者の見守りなど一定条件が揃うことで、一緒に暮らすことも可能になります。

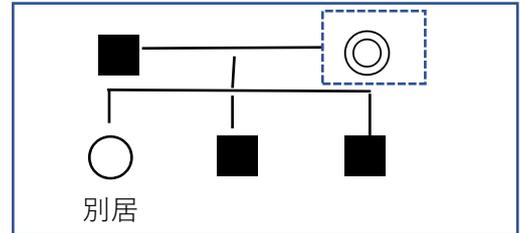
事例2

娘からの虐待が疑われた事例

虐待の種類：身体的虐待 心理的虐待

関係機関：市 地域包括支援センター 警察
居宅介護支援事業所 デイサービス
ヘルパー

本人：70代女性 要介護2
歩行状態不安定
虐待者：娘（別居）



本人の意向：自宅での生活を継続したい。
娘の意向：自分で介護したい

◆ 発見までの経過と虐待の状況

- 娘からケアマネジャーに入浴やヘルパー支援の要請が入る。
- ケアマネジャーが本人宅に訪問したところ、左目に眼帯をしており、本人曰く「足が悪くて転倒した」と話す。屋内か屋外なのか等詳細は不明。
- 家の中には娘が書いたと思われる「しっかりして」等の張り紙がある。
- ヘルパーによる通院乗降介助、デイサービスが開始となったが、デイサービス職員より「体につねられたようなアザがある」との報告がある。
- 娘が本人宅を訪問中にケアマネジャーが電話をすると、本人が「止めて！」と訴えているのを聞く。
- 本人に娘からの暴力行為について確認すると「親子だからこのくらい言い合うことはある」「言い返している」と返答。本人が暴力を受けているとの認識については不明な状況。
- 民生委員より地域包括支援センターに「娘が罵倒している」「本人の顔も変色している」と連絡が入る。
- 警察も介入し聞き取りを実施。本人、娘共に暴力行為については否定する。

◆ 対応とその後の支援経過

- ① 近隣住民より情報収集
 - ・娘が本人に向かって怒鳴っている声をよく聞く。
 - ・本人の顔にアザがあったこともある。
- ② コアメンバー会議 : 虐待と認定
- ③ 本人はショートステイを利用し、娘と分離。
安全性を確保した上で、入居先を検討。
- ④ 本人はショートステイにて穏やかに過ごしていたが、認知機能に著しい低下を認め、身体機能も低下。
- ⑤ 娘からは着替えなどが定期的に送られており、その都度、娘の心理状況を確認。
- ⑥ その後、本人は市外の施設へ入居となる。
施設には虐待対応をした案件であることを伝え、今後も必要があれば市や包括支援センターと連携することとし、終結となる。

虐待かどうかの判断

- その行為・状態が反復・継続していることが一つの目安。
- 個人の主観では判断しない。複数人で見て・聞いて判断する。



- ◆ 考察 : 家族にとって認知症という病気の受け入れと理解は簡単なことではありません。
虐待対応を行う上で、虐待をしているという自覚・虐待をされているという自覚は問いません。
更に、中には自分が不当・不適切な扱いを受けていると自覚していても、家族をかばう等の気持ちから、これを認めない場合があります。
高齢者本人の権利が侵害されていると、客観的事実から判断されればそれは高齢者虐待とみなされ、支援を行います。
客観的にみて「高齢者の安心・安全の確保」が必要な場合は、「自己決定の尊重」をしつつも「高齢者の安心・安全の確保」を優先します。

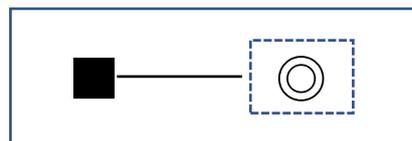
事例3

不衛生な環境で生活する高齢者の事例

虐待の種類：セルフネグレクト

関係機関：市 地域包括支援センター 成年後見センター
民生委員 町内会会長 宅配弁当業者

本人：90代 女性
虐待者：本人



本人の意向：構わないでほしい。このままここで死にたい。

◆ 発見までの経過と虐待の状況

- 近隣住民より包括支援センターに相談が入る。
- 猫を何匹も飼っており、ゴミで玄関からの出入りができず、裏の小窓から出入りしている。室内もゴミがいっぱいになっている。
- お風呂にも入れていない様子で、タクシーの乗車も断られている。
- 2階の窓が割れているが、そのままになっている。
- 近隣住民が見守りや除雪を行っている。



セルフネグレクト（自己放任）とは

人として生活において当然行うべき行為を行わない、或いは、行う能力がない事から、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。認知症等の疾患から適切な判断能力が欠けている、又は様々な事情で生活意欲が低下している場合と、判断力や認知力は低下していないが、本人の自由意思によって自己放任状態になっている場合がある。

《セルフネグレクトが疑われる例》

- 家の前や室内にゴミが散乱した状態で住んでいる。
- 極端に汚れている衣服を着ている、失禁があっても放置。
- 窓や壁などに穴が開いていたり、壊れていてもそのまま放置。
- 認知症であるにもかかわらず、介護サービスを拒否している。
- 重度の怪我を負っているにもかかわらず、治療を拒否している。

◆ 対応とその後の支援経過

- ① 包括支援センター職員が訪問し、ゴミの処分について説得する。
- ② 玄関フード内のゴミ処分（ゴミ袋70L 13個程度）を行い、残りは廃棄産業事業所で見積もりを取って処分することで同意される。
- ③ 室内は1メートル程度のゴミで埋め尽くされていたが、本人より「死ぬほど恥ずかしいので見せられない」と室内の清掃は拒否。
ゴミは4～5年前に分別ができなくなり、ゴミを出した際に苦情を言われてから出さなくなった。
ストーブは壊れている。
- ④ 本人より「足が痛い」との訴えがあり、受診を促すも拒否。
緊急ショートステイも「自宅で死にたい」と強く拒否。
配食サービスには同意する。
- ⑤ 金銭管理ができておらず、訪問者の名前と顔が一致しない状態であった。
認知症の疑いがあり、成年後見センターにも相談する。
- ⑥ 包括支援センター職員が訪問を重ねるうちに、顔と名前を覚え、受診することもできた。
長谷川式9点
- ⑦ その後更に汚れがひどくなり、指先まで便汚染が確認できるほどになった。
小窓からの出入りもできなくなり、本人を説得しグループホームを見学する。
しかし、グループホームへの入居は拒否。
- ⑧ 甥夫婦の協力のもと精神科を受診。医師に対して「死にたくない」と入院に同意する。
- ⑨ 入院後、成年後見制度申請。退院後はグループホームに入居となった。
本人は「地獄から助けられた。お礼を言いたい」と後見人に話している。

- ◆ 考察 : セルフネグレクトに陥ってしまう原因の多くは、地域や家族との関りが希薄で「困っても相談する相手がない」「自分がどうなっても心配してくれる人もいない」という状況が多く挙げられます。
しかし、関りがあっても「迷惑をかけてしまう」「はずかしい」「おかしいと思われたくない」などの心理から、あえて関りを断ってしまう方もいます。
訪問やゴミ処理などの支援を強制的に行うことは、本人との信頼関係の構築を妨げ、更に強い支援拒否となってしまう場合があります。
人間誰しも「人並みの生活がしたい」という思いはどこかにあります。
まずは、信頼関係を構築できるように一歩ずつ歩み寄るようにしましょう。
そこから支援の糸口を見つけることができます。

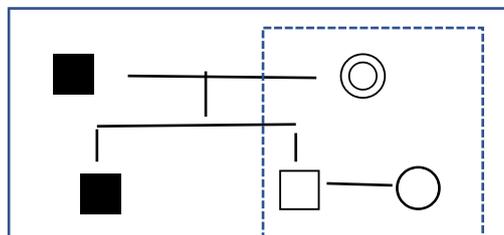
事例4

息子夫婦からの虐待が疑われた事例

虐待の種類：ネグレクト 経済的虐待

関係機関：市 地域包括支援センター
小規模多機能型ホーム たるさぼ

本人：80代女性 要介護3
虐待者：息子・息子の妻



本人の意向：認知症の進行により確認が不可
息子夫婦の意向：自分たちが介護する。

◆ 発見までの経過と虐待の状況

- 元一人暮らしの本人宅に息子夫婦が同居を始める。本人は認知機能障害があり、小規模多機能型ホームを利用していた。
- 同居当初は息子夫婦が食事の用意をしていたが徐々にしなくなり、本人の食事摂取量も不明になる。お金も本人の手元に渡らないようになった。
- 同居開始後より自宅内はゴミや荷物であふれかえるようになる。
- 本人の年金も息子が管理するが、年金支給日から数日で残高が数百円となり、翌月には食べる物も買えなくなる状況となる。
- 息子の妻は精神的な浮き沈みがあり、気に入らないことがあると家財道具や窓ガラスが割れるほど暴れることが度々ある。経済的理由から、割れた窓などは修復されずそのまま。
- 本人の弟夫婦が支援を申し出るも、息子夫婦が拒否。
- 同居開始から1年、主治医より顕著な体重減少を認めるため、在宅生活は限界であるとの見解あり。



◆ 対応とその後の支援経過

- ① 医師からの通報を受け、包括支援センターと小規模多機能職員が訪問し状況確認を行う。即日小規模での宿泊サービスを開始。
息子夫婦の所持金は十数円。この2週間程はお米しか食べていないと話す。
電気、ガス、水道などは本人の通帳から引き落とされており、ライフラインの停止はない。
- ② コアメンバー会議 : 虐待と認定
- ③ 認定後、小規模多機能ホームの宿泊サービスから介護老人福祉施設のショートステイを利用し、そのまま施設入所となる。
- ④ 息子夫婦へ入所について説明したところ、経済的な不安から拒否される。
市担当者から、金銭搾取と十分な食事を与えなかったことが虐待にあたることを説明し、本人を保護する旨伝える。
入所手続きについては実弟が行う。

◆ 補足：養護者支援

- ① 母親の保護後、息子は親族に「こんな生活から抜け出したい」と話した。
実は、息子も妻から暴力を受けており、被虐待者であった。
- ② 訪問を行う中で、息子が被虐待者であることや金銭的な問題はもちろん、健康問題があることは判明していたが、息子は「母親が施設に入ったら自分たちのことを考える」と母親の心配をしていた。
しかし、母親がいなくなることで経済的不安が大きく、施設入所にも非協力的態度であった。
- ③ 息子夫婦の生活相談には「たるさぼ」に協力依頼。
生活保護受給となり、受診することもできた。

養護者支援とは（高齢者虐待防止法 第6条 第14条）

市町村は養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導、および助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずる

- ◆ 考察 : 養護者自身が障害や疾患、介護負担や経済的な生活上の課題を抱えていることで虐待に発展してしまう場合があります。
担当する支援者を本人（被虐待者）と養護者（虐待者）で分け、養護者の立場からも物事を考え、養護者への必要な支援は何かを見出します。
養護者が必要とする支援につながるよう、支援者も各関係機関と情報共有を行い、問題解決に向けて連携して働きかけましょう。

高齢者虐待対応マニュアルに登場するキャラクターについて

「たるばとちゃん」

2016年10月に、市立小樽図書館100周年を記念して誕生した、イメージキャラクター。

市の鳥「アオバト」がモチーフになっている。

抜群のバランスで、頭の上の本は落としません。



ツツジの妖精「さちこ」

2021年3月、「小樽市地域福祉計画」の公式イメージキャラクターとして誕生。

お仕事は、小樽のしあわせ不足の地域を見つけては、幸せをふりまくこと。

市立小樽図書館公式キャラクターの「たるばとちゃん」とお友達になりたいと思っている。

幸運を呼ぶ「ふくろう」、小樽の市花「ツツジ」がモチーフになっている。



小樽市高齢者虐待対応マニュアル

令和4年4月

発行：小樽市

編集：小樽市及び小樽市地域包括支援センター

住所：小樽市花園2丁目12番1号

電話：0134-32-4111（内線 313）